

戸籍の附票・除籍謄本・改製原戸籍の取り方 早見表

相続の戸籍集めチェックリスト — どの証明書を・どこに・何通 | 登録不要・無料・2026年10月確認

集める証明書(相続の手続きでよく求められるもの)

法務局が法定相続情報一覧図の申出のために示している書類の一覧をもとにしています。提出先(法務局・銀行・年金など)によって要る書類と通数は変わるので、そろえる前に提出先に確認し、通数を書き込んでください。

✓	証明書(だれの)	どこに請求するか	何通	メモ(本籍・筆頭者)
☐	亡くなった方の戸籍謄本(死亡の記載があるもの) 出生から亡くなるまで連続するように集める最後の1通	亡くなったときの本籍地の市区町村	通	
☐	亡くなった方の除籍謄本 結婚・転籍などで前にいた戸籍。全員が除かれた戸籍は「除籍」になる	その戸籍の本籍地の市区町村	通	
☐	亡くなった方の改製原戸籍謄本 法令の改正やコンピュータ化で作り替えられる前の戸籍(昭和32年の改製・平成のコンピュータ化など)	改製したときの本籍地の市区町村	通	
☐	亡くなった方の住民票の除票	最後の住所地の市区町村	通	
☐	亡くなった方の戸籍の附票 住民票の除票が廃棄などで取れないとき(法定相続情報一覧図の一覧の⑦)	本籍地の市区町村	通	
☐	相続人全員の現在の戸籍謄本または抄本 亡くなった日以後の証明日のもの	各相続人の本籍地の市区町村	通	
☐	亡くなった方の親などの戸籍・除籍謄本 兄弟姉妹が相続人になるときなど、必要な場合がある	その戸籍の本籍地の市区町村	通	
☐	相続人の住民票の写し(必要ときだけ) 法定相続情報一覧図に相続人の住所を書く場合など。戸籍の附票で代用できる場合がある	各相続人の住所地の市区町村	通	

請求する前に確かめること

- 請求先の市区町村、本籍と筆頭者の氏名(札幌市・神戸市の案内)。分からなければ本籍・筆頭者の記載がある住民票で確かめる方法がある(札幌市)。
- 窓口では「相続手続きに必要なため、出生から亡くなるまでの連続した戸除籍謄本が必要」と伝える(法務局の案内)。
- 請求する人の本人確認書類。代理人なら委任状。

戸籍の広域交付を使うとき

- 本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍・除籍の証明書(謄本のみ)をまとめて請求できる。
- 本人・配偶者・父母や祖父母・子や孫の戸籍に限り、請求する人が自分で窓口へ。郵送・代理人は不可。
- 抄本(個人事項証明書)、コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍、戸籍の附票(北区の案内)は対象外。

戸籍の束を何度も出さないために

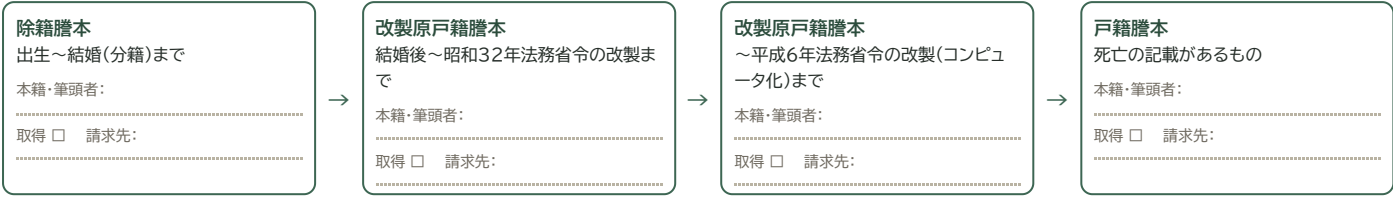
法定相続情報一覧図の写しは、戸除籍謄本等の束の代わりに相続登記・預金の払戻し・相続税の申告・年金等の手続きに使えます(法務局)。提出先が多いときは、一覧図の写しを使えるか提出先に確かめてから通数を決めると、同じ戸籍を何通も取らずに済みます。

戸籍の附票・除籍謄本・改製原戸籍の取り方 早見表

取得記録のメモ ― 出生から亡くなるまで、どこまでさかのぼったか

出生から死亡までの戸籍のつながり(法務局の図の例)

戸籍は、結婚による分籍や転籍、戸籍のコンピュータ化による改製などで複数にわたることがあります。亡くなったときの戸籍から、記載をもとに前の戸籍を調べ、出生までさかのぼって請求します(法務局・神戸市の案内)。下は法務局の「よくあるご質問」の図の並びの一例で、人によって通数・順番は違います。



戸籍の附票・除籍謄本・改製原戸籍の取り方 早見表

用語の早見表 — 何の記録で、どこで取り、広域交付で取れるか

証明書の早見表

証明書	何の記録か	請求先	広域交付	手数料
戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)	戸籍に記載されている全員の身分関係(出生・婚姻・死亡など)	本籍地の市区町村	○(謄本のみ)	1通450円(政令の標準額)
除籍謄本(除籍全部事項証明書)	婚姻・死亡・転籍などで全員が除かれた戸籍	その戸籍の本籍地の市区町村	○(謄本のみ)	1通750円(政令の標準額)
改製原戸籍謄本	法令の改正やコンピュータ化で作り替えられる前の戸籍	改製したときの本籍地の市区町村	○(北区の案内)	確認した札幌市・北区・板橋区・神戸市は1通750円
戸籍の附票の写し	その戸籍に在籍している間の住所の履歴	本籍地の市区町村	×(北区の案内)	市区町村ごと(請求先で確認)
住民票の除票の写し	転出や死亡で消除された住民票	最後の住所地の市区町村	一(戸籍ではない)	市区町村ごと(請求先で確認)

手数料の450円・750円は「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の標準額です。実際の額・附票や除票の額は請求先の市区町村の案内で確認してください。

用語メモ

謄本・抄本	謄本は戸籍に載っている全員の写し、抄本は一部の人の写し。コンピュータ化後の戸籍では、謄本を「全部事項証明」、抄本を「個人事項証明」という(板橋区の案内)。
除籍	全員が除かれた戸籍。一部の人が除かれただけなら「除籍」ではなく「戸籍」(北区の案内)。
改製原戸籍	昭和32年の法務省令による改製(家単位→夫婦と同氏の子の単位)と、平成6年の法務省令による改製(コンピュータ化)などの前の戸籍。改製後の戸籍に載っていない事項がある(北区・板橋区の案内)。
戸籍の附票の除票	戸籍内の全員が消除された附票や、改製前の附票(住民基本台帳法第21条)。除附票・改製原附票と呼ぶ市区町村もある。
保存期間	除籍簿は当該年度の翌年から150年(戸籍法施行規則第5条)。住民票の除票と戸籍の附票の除票は消除・改製の日から150年(住民基本台帳法施行令第34条。令和元年6月20日から5年→150年)。改正前に保存期間を過ぎたものは取れない(府中市・横浜市の案内)。
請求できる人	戸籍・除籍:本人・配偶者・直系尊属・直系卑属。ほかは自己の権利の行使などに必要な人(例:亡くなった兄弟姉妹の相続人)。附票:附票に記録されている人・配偶者・直系尊属・直系卑属。代理人は委任状(法務省は押印を必須としていない)。
広域交付	本籍地以外の窓口で戸籍証明書・除籍証明書(謄本のみ)を請求できる(2024年3月1日から)。本人・配偶者・直系尊属・直系卑属が自分で窓口へ。郵送・代理人は不可。一部事項・個人事項証明書は不可。コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍を除く。戸籍の附票は対象外(北区の案内)。

出典(いずれも2026年10月7日確認)

- 法務省「戸籍法の一部を改正する法律について(令和6年3月1日施行)」/「戸籍ABC(Q6〜)」/「戸籍の窓口での「本人確認」が法律上のルールになりました」
- 法務局「必ず用意する書類/必要となる場合がある書類」「よくあるご質問」「法定相続情報証明制度」について
- 戸籍法・戸籍法施行規則・住民基本台帳法・住民基本台帳法施行令・地方公共団体の手数料の標準に関する政令(e-Gov法令検索)
- 東京都北区(広域交付・除籍・改製原戸籍・郵送請求)、札幌市(戸籍謄本・戸籍の附票など/証明郵送センター)、神戸市(除籍・改製原戸籍/戸籍の附票/住民票の除票/郵送請求/出生から死亡までの戸籍の取り寄せ方)、板橋区、横浜市、府中市の各案内

くわしい出典リンク:<https://www.fureaino-oka.com/souzoku/koseki-shurui>

この早見表について

一般的な情報提供で、個別の判断はしていません。だれが相続人か、どの戸籍が足りないか、何通要るかは、提出先・請求先の市区町村・法務局・司法書士に確認してください。手続きや手数料は変わることがあります。